

「基本合意」と「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」の実現を求める意見書

本年5月25日、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（以下、「改正障害者総合支援法」）が参議院本会議で可決・成立した。本改正法は「障害者権利条約」批准後、初の法改正となる。

今回の改正では、入院中の重度訪問介護が認められ、また医療的ケアが必要な障がい児の支援等が盛り込まれたが、2010年1月に国が障害者自立支援法違憲訴訟団と交わした「基本合意」と障害者権利条約に基づき2011年8月に障がい当事者、家族、事業者も参加してまとめられた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」（以下、「骨格提言」）が実現されたとは到底言えないものである。

例えば、「基本合意」では、障がい者が65歳で介護保険に移行しなければならない介護保険優先の原則の廃止を明記している。これは介護保険が適用されると、障がい者はそれまで無料だった利用料が一部自己負担となり、受けられるサービスも切り下げられるため、65歳を境に生活の質と水準が引き下がることが大きな問題になっていたからである。しかし本改正法では、この介護保険優先の原則は、基本的に維持されたままである。また障がい者が重くなればなるほど負担が増加する応益負担も残された。

本来、「基本合意」は、国との間で交わされた法的文書であり、「骨格提言」は、内閣府に設置され、障がい当事者、関係者が多数参加した「障がい者制度改革推進会議」とその下に設置された「総合福祉部会」において会の総意としてまとめられたものである。ゆえに障がい当事者、家族等の意見が最も反映された提言であり、かつ国と障がい当事者との公的約束とも言えるはずのものである。

この「基本合意」と「骨格提言」の実現こそが、障がい者の基本的人権を尊重するものである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、次回改正時には、必ず「基本合意」と「骨格提言」を実現するよう強く求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年9月30日

三鷹市議会議長 後 藤 貴 光